平成２５年（フ）第６５号
千葉県松戸市常盤平５丁目８番地の12　サンライフマンション早津103号
債務者　谷川　澄江
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７８号
千葉県松戸市栄町７丁目556番地の７
債務者　水野　浩光
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０３号
千葉県松戸市松戸新田24番地の９　野菊野第一ローヤルコーポ601号
債務者　山崎真佐代
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０６号
福岡県直方市須崎町３番22号　エイルヴィラ直方駅前805号
債務者　梶谷　浩子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１０７号
福岡県直方市大字頓野1845番地１　スローハンド壱番館102号
債務者　梶谷滿里子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１１号
青森県八戸市大字石手洗字一本木１番地10
債務者　平野ヨシノ
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
岩手県八幡平市堀切第５地割24番地１
債務者　伊藤　　修
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１６号
仙台市若林区古城３丁目20番３号　ハピネス古城Ⅰ―108、従前の住所北海道斜里郡斜里町ウトロ中島10番地６　サン・コーポラス斜里１―201号
債務者　江連佐也加（旧姓玉田）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字河原前28番地３
債務者　松岡　盛男
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第８号
秋田県能代市鰄渕字鰄渕80番地　松文ハイツ２―１号
債務者　大越　　悟
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１９号
茨城県日立市久慈町５丁目30番２
債務者　眞壁　達也
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２号
金沢市御供田町ニ67番地５、従前の住所金沢市此花町１番43号
債務者　松田　静子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４３号
金沢市泉２丁目23番33号　セジュールベル202号室
債務者　水野　徳子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３６号
山梨県笛吹市春日居町徳条１番地２
債務者　飯田　幸枝
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
山梨県甲府市里吉２丁目８番３―80号
債務者　前島　良司
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
長野県松本市大字里山辺3358番地１　パレーシャル大山Ａ101
債務者　塩原　江美
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４５号
名古屋市中川区上高畑２丁目180番地　市営たかはた荘３棟403号
債務者　伊藤翔太こと　楊　　翔太
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部